

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成 12 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 9 の部(1)の項及び(2)の項中「第 8 条第 1 号イ(1)」を「第 1 0 条第 1 号イ(1)」に、「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 1 0 条第 1 号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。